

平成 2 8 年度
第 8 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第8回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年11月10日（木）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 2人

- 4番 上砂 正義
- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐
- 兼農政管理係長 大井 昌和
- 農地係長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主 任 主 事 稲井 稔
- 主 任 主 事 藤井 照彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計
画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第13号 高松市地区別賃借料情報の提供について

議案第14号 農用地利用配分計画（案）について

報 告 1 農用地利用計画の変更に係る判断基準の一部改正について

報 告 2 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第8回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。欠席委員は、上砂委員、原田委員から連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は10番森口委員、11番能祖委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番のとおりです。

2番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

また、賃貸人は、規模拡大のため農地を取得することから、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番に関連しています。

5番は、第三者が一部を転用し、残りを賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権32番のとおりです。

6番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権41番のとおりです。

7番と8番は、第三者が転用するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権48番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

2 ページをお開きください。

1 番は、第三者が一部を進入路として転用し、残りを貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番のとおりです。また、転用地との交換で農地を取得することから、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

2 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権4番のとおりです。

3 番は、貸人が後継者へ譲り渡すため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

4 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権5番のとおりです。

5 番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権22番及び使用貸借6番のとおりです。

6 番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番のとおりです。

7 番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権24番のとおりです。

8 番は、貸人が農道を拡幅するため返還を受けたものです。転用の内容については、非農地証明願6番のとおりです。

9 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請18番のとおりです。

10 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権33番のとおりです。

3 ページをお開きください。

11 番は、貸人が近日中に転用するため返還を受けたものです。

12 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

13 番は、貸人が別の農家へ譲り渡すため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番のとおりです。

14 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、平成28年8月19日付けで露天貸駐車場用地として許可を得ていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったもので、申請地は農地として利用するものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して能祖委員より説明をお願いいたします。

能祖委員 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め森口委員、河北委員と私の4名でした。

それでは、別紙の第4条特別議案書を御覧ください。

申請地は、香川県立図書館南東600メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、県道沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得

た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、賃貸共同住宅用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が485.36平方メートル有ります。

2番は、賃貸共同住宅、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が988.84平方メートル有ります。

3番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が159.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、賃貸共同住宅、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えま

す。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が112平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

5番は、作業所の排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年ごろに設置済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和53年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、露天貸駐車場への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6ページをお開きください。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、発電出力199キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを800枚、14基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年11月27日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,039.62平方メートル有ります。

12番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が367.59平方メートル有ります。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成23年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が473.62平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、共同住宅の緑地用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年8月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1122.10平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、露天貸駐車場及び一部自己駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、国道11号線東バイパスに近接し交通の利便性が良く、自宅横で自己用駐車場が手狭であったことと、近隣の会社等から借入れの申込みが有り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年6月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張した

もので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年12月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が332.05平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、収納場所が不足し納屋を建築するため宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年5月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が441.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、敷地面積が併用宅地と合わせて500平方メートルを超えていますが、超過面積が71平方メートルで、農業上利用しがたい狭小残地であり問題は有りません。

19番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、2世帯用の住宅が必要となったため宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年6月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が822.09平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7ページをお開きください。

20番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、国道11号線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから住宅を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和43年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

21番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを324枚、16基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年10月6日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、平屋建1棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、主要地方道円座・香南線に近接し交通の利便性が良く、住環境の良い地域で入居が見込まれることから貸住宅を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年ごろに建築済みで利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

23番は、作業場、水路、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、主要地方道円座・香南線に近接し交通の利便性が良く、また、作業効率の良い自宅隣接地に作業場を建築し、一部道路、水路として利用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

24番は、隣接地での太陽光発電設備設置工事施工に伴う進入路用地として、平成28年12月1日から29年2月20日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、工事施工地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元も確実に認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、賃貸共同住宅用の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、近接する賃貸共同住宅用の露天貸駐車場として利用するものであり、利用者の利便性からみて、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積1.6平方メートルを250枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅から遠距離にあり、また、不整形農地で耕作条件が悪いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受

け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年7月29日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について26件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成28年8月19日付けで露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、隣接農地も取得して一体開発することになったため、拡張用地と工事完了予定日を同一にするため、平成28年12月20日を29年3月20日とする変更申請があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権29番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、平成19年1月25日付けで所有農地への進入路用地として転用許可を受けていましたが、所有権移転後に転用者の1人が死亡したことから、工事が未実施のまま今日に至り、この度、申請地も含めて分譲住宅の開発の計画があり、転用計画を取り止めるもので

す。

既に所有権の移転をしており、前所有者に返還することもできないことから、承継者が分譲住宅用地の一部として利用するもので、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権47番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して能祖委員、河北委員より説明をお願いいたします。

能祖委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

なお、所有権3番、4番、5番及び8番並びに賃借権1番、2番及び5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の第5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立古高松南小学校南東300メートルに在り、複合型老人福祉施設・診療所兼店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道室町・新田線沿いで交通の利便性が良く、周辺には同様の施設がなく、利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市道をはさみ、高松市立林小学校の東側に在り、児童増加により既設運動場の一部に校舎を増築することから、代替運動場・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用学校用地が13,048平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松中央インターチェンジ南東1キロメートルに在り、分譲住宅用地

として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスに近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が666.76平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市三谷出張所北西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に300メートルほどと近く交通の利便性が良く、県道沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が125平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

5番の申請地は、高松西インターチェンジ東500メートルに在り、近年業務量が増加している運送事業を営む法人から大型車両の駐車場確保の依頼を受けた不動産業を営む転用者が、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人の既存事務所及びインターチェンジに近く利便性が良く、大型車両の出入りも容易なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立香南中学校西1.6キロメートルに在り、再生可能エネルギー発電設備業を営む転用者が、取扱業務量の増加に伴い既存施設が手狭となり、太陽光発電設備の資材を保管する新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側隣接地は山林で、近隣に住宅がなく市道に面し資材の搬入、搬出に時間的制約がなく、効率的利用が可能で便利なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、7番からは河北委員が説明します。

河北委員 7番の申請地は、高松市国分寺支所南1キロメートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は宅地化の著しい地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立山田中学校北500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に400メートルほど近く交通の利便性が良く、北側200メートル一帯は都市計画用途地域で、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の案件であります。

3ページをお開きください。

1番の申請地は、香川大学工学部西150メートルに在り、テニスクラブを経営している転用者が、現在経営する施設では入会者を賄いきれないことから、新たに屋内テニス場兼クラブハウス用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線沿いで交通の利便性が良く、申請地東側一帯は都市計画用途地域で宅地化が進み、近くに同様の施設が無く潜在的な利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市道を挟み、高松市一宮出張所南側に在り、ドラッグストアの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道

川東・高松線沿いで交通の利便性が良く、周辺には同種の店舗が無く集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市前田出張所北東1キロメートルに在り、市内一円で水道工事業を営む転用者が、受注工事の増加により施設が手狭となり、役員の親戚が所有する申請地を借り受けて露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣には住宅が少なく生活環境への影響も小さいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市三谷出張所南1.2キロメートルに在り、運送業を営む転用者が、事業拡大により事業用車両の駐車スペースが不足しているため、法人代表者が所有する申請地を借り受けて新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地西隣に本社事務所が在り、北側及び東側は市道に面し、事業効率及び交通の利便性が良く、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「業務用必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、業務量増加により平成21年3月から利用中ですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が274.74平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市西部運動センター南側に在り、香川町内の総括事務所の老朽化と利用者ニーズの多様化により、事務所移転も含めた新たな葬祭会館用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種等が341.06平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権8件、賃借権5件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、高松市内の美容店で勤務していますが、独立するため店舗兼住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺には同種の店舗が無く、分譲住宅等で宅地化が進み需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から160メートルと近く、近隣は学校・病院等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、枝番号1、2としていますが、分譲住宅及び貸店舗兼事務用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から100メートルと近く、近隣は学校・病院・大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

5番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、同時申請している4条申請の共同住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用申請地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が112平方メートルあります。農地法第4条第1項の規定による許可申請4番、使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

7番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、近隣の介護事業者からの利用申し込みがあったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10 番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11 ページをお開きください。

11 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・志度線に近く、近隣は学校・大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

12 番は、共有者3人が役員をしている法人の駐車場が契約満了となり、返却しなければならず、新たな駐車場が必要となったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、法人の事務所の近隣に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来は使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

14 番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が171.78平方メートル有ります。

15 番は、不整形である敷地を整形し効率よく利用するため、事務所兼物置拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和53年ごろに事務所兼物置を建築済みで、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が627.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16 番の転用者は、自動車整備会社の役員夫婦で、事業所の車両置場が手狭になったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

17 番の転用者は、土木建築業を営んでおり、事業拡大から資材置場が手狭となっているため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 151.28 平方メートル有ります。

18 番は、家族が成人し、家財が増えて収納場所が狭くなり敷地内に駐車スペースも確保できないことから、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 212.41 平方メートル有ります。

12 ページをお開きください。

19 番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・国分寺線に近く、近隣は香川県住宅供給公社の団地のほか共同住宅等で宅地化の進んだ地区で、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から 15 メートルと近く、近隣は学校、病院、大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22 番は、大型農機具の通行ができないことから農道の拡幅用地及び宅地への進入路用地として、共有により取得し共通の進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番、使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

13 ページをお開きください。

25 番は、隣接地で分譲住宅の開発を行う転用者が、地域からの要望により雨水・汚水の流量調整を行う必要が生じたことから、新たな水路及び農道用地として転用申請するものです。なお、事業完了後は協議のうえ高松市へ寄付する予定です。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の農道及び水路と接続するため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1.93平方メートル有ります。

26 番は、自宅敷地が狭く、駐車場と物置の設置スペースが取れないことから、露天駐車場・物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、河川をはさんで自宅の対面に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年に建築していますが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

27 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣は学校・病院・コミュニティーセンター等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

29 番の転用者は、自動車学校を経営していますが、平成 28 年 9 月 10 日に転用許可を得た土地の隣接農地所有者から売却申出があり、受講者が利用し易くなることから、転用区域を拡張して露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 78.70 平方メートル有ります。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請 1 番に関連しています。

14 ページをお開きください。

30 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 107.00 平方メートル有ります。

31 番の転用者は、水道工事業を営んでおり、事業拡大により既存の施設が手狭となったことから、露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

32 番は、母所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、共稼ぎであるため生まれてくる子供の面倒も見てもらえるなど便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 5 番に関連しています。

33 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道円座・香西線に面し、インターチェンジにも近く宅地化の進んだ地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 561.14 平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知 10 番に関連しています。

35 番は、家庭用品収納用の物置用地が必要となり、非農家の宅地拡張用地として転用申

請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が316.84平方メートル有ります。

36番の転用者は、薬草の製造販売業を営んでおり、業務拡大により事業用及び従業員用の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道を挟んで事業所の対面に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

37番の転用者は、製麺業を営んでおり、業務拡大により駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、事業所にも近接しており利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

38番は、祖母所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺の地域において居住する者の生活に必要な施設である分家住宅であり、5戸以上の家屋の敷地がそれぞれおおむね50メートル以内の距離で連たん集合しており、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、市道に二辺が接する土地改良事業の縁辺部にあって、集团的に存する農地を蚕食・分断することなく、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

39・40番の転用者は、印刷業を営んでおり、業務拡大から従業員が増加し通勤車両置場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟んだ事業所の対面に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当で

あると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

42 番は、宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

43 番は、所有者の農地と転用者の宅地への進入路用地として持ち分をそれぞれ2分の1として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地と宅地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

44 番の転用者は、観音寺市で個人事業として造園業を営んでいますが、高松市での受注が増え、資材置場が必要となったことから露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、インターチェンジにも近く市道に面しアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

45 番の転用者は、住宅の設計・施工のほかインテリアコーディネート業を営んでおり、来客・社用車両置場と倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟んで事務所の対面に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が93.9平方メートル有ります。

16 ページをお開きください。

48 番は、分家住宅へ進入するための市道が狭いことから道路拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、分家住宅用地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知7番及び8番に関連しています。

49番の転用者は、新たなコンビニエンスストアを出店するため店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、中央分離帯がある主要地方道高松・長尾・大内線沿いで、同一車線に同種の店舗が無く、周辺は分譲住宅で宅地化が進んだ地域であり需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

17ページをお開きください。

3番の転用者は、三木町で建設業を営んでおり、高松市で事業展開をするため、露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、車両の出入りが容易で利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年6月ごろに造成済みで利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、不動産業を営む法人が代表者の農地を賃借し賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

19ページをお開きください。

1番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、近隣は学校・病院・大型量販店等が整い生活に便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。排水管理設の必要から、農地

法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

2番は、祖父と叔母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、父所有の農地を借り受けて発電出力32.3キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを190枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との系統連系の申込みも平成27年12月1日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、土木工事業を営んでおり、既存の施設が手狭となったことから、法人の役員所有の農地を借り受け露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近く市道からの出入りが容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、義母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権22番、使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

7番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、農作業の手伝いがし易く、子供の面倒も見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所

有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く高齢の父親に代わり農作業がし易く、生活の面倒も見ることができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く近隣には学校・病院・コミュニティーセンター等があり、生活に便利な地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、母所有の農地を借り受けて発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを256枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者宅に近接し管理しやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との系統連系の申込みも平成28年11月28日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20ページをお開きください。

11番は、所有者の農地と隣接住宅敷地とは1メートルほど段差があり、共同施工にて擁壁用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、両者の所有地の境界擁壁であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年ごろ施工されておりますが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、車両置場がなく、母所有の農地を借り受けて車庫建築のため分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が195.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年ごろに一部建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が57.81平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易く、子供の面倒も見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し高齢の父親に代わり農作業がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権 41

件、賃借権 2 件、使用貸借 18 件、計 61 件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに、御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書 21 ページをお開きください。

1 番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、引き続き水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知 3 番に関連しています。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2 番以降の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2 番は、譲渡人が譲受人の別の農地を取得して転用するため、譲受人がその代替地として交換により譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知 1 番に関連しています。

3 番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4 番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 4 番に関連しています。

5 番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6 番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7 番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

下限面積については、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請賃借権 1 番が同時に提出されており、要件を満たします。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、新規営農を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は野菜・果樹を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知13番に関連しています。

また、下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており、要件を満たします。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し上げます。

議案書22ページをお開きください。

1番は、貸人が労力不足のため、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

1番は、隣接農地を分家住宅用地に転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため使用貸借により30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

2番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が、構成員所有農地を30年間借り受けて果樹を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

3番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転10件、賃借権1件、使用貸借3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

稲井主任主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書24ページをお開きください。

1番は、昭和59年ごろから32年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、昭和55年ごろから農機具置場として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（堆肥舎、畜舎、納屋等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、昭和50年ごろから41年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

4番は、平成10年ごろから農道として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

5番は、昭和55年ごろから36年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

6番は、平成27年5月から農道として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

7番は、昭和60年ごろから31年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

8番と9番は、いずれも平成19年3月から農道として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに

御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書25ページをお開きください。

証明願がありました本件について現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、申告期限の関係から、農地部会長専決により11月1日付けで証明書を交付しています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、部会長専決処分を承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

平成28年11月7日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

今月は、分家住宅及び農業用施設に関するもので、農用地域からの除外内容につきまして、資料の総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途がそれぞれ記載されております。下段に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が8件、合計面積が3,055平方メー

トルでございます。

以上、議案第12号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松市地区別賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第13号 高松市地区別賃借料情報の提供について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

農地法第52条本文中に、「農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」と規定されていることから、市内各地区における賃借料の目安になるものとして情報提供するもので、今回で8回目となります。

データの内容につきましては、平成27年3月31日、同年10月31日、28年3月31日及び同年10月31日付けの公告で農業経営基盤強化促進法により賃借された計4回分の集計データを基に地区別の平均額・最高額・最低額を掲載しています。賃借のデータ数は581件で、金額は100円未満を四捨五入し百円単位としています。

なお、参考として、使用貸借による貸し借りの件数を右端に掲載しています。

以上、議案第13号 高松市地区別賃借料情報の提供について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号は承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第14号 農用地利用配分計画（案）について御説明申し上げます。

議案第14号の表紙の集計表を御覧ください。

今回は、県の認可公告が平成28年12月9日予定と同月27日予定の2件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき高松市長から意見伺いが提出されております。

資料3の1を御覧ください。

11月1日付け高農第669号で提出されたものですが、1月の農業相談会で農地中間管理事業を利用し、農業経営基盤強化促進法による3月31日付けの公告により、現在、出し手から香川県農地機構が使用貸借の中間管理権を取得した状態となっているものですが、農用地活用改善対策モデル事業を活用して実施していた畦畔の法面の防草シート設置工事が終了したため、同機構から受け手に利用権を設定するもので、農用地利用配分計画の認可を香川県から受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されたものです。申出件数は1件、4筆、面積は3,820平方メートルで、認可告示は12月9日を予定しております。

次に、資料3の2を御覧ください。

11月1日付け高農第670号で提出されたものでございますが、8月の農業相談会で貸し借りの対象となり、10月の農地部会で農用地利用集積計画の承認をいただき、10月31日付けで公告した農地のうち、農地中間管理事業を利用したもので、現在、出し手から香川県農地機構が賃借権等の中間管理権を取得した状態となっているものです。これを同機構から受け手に賃借権等の利用権を設定するため、香川県の農用地利用配分計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されたものです。

なお、高松市東部と西部を合わせて申出件数96件、筆数318筆、面積が320,186平方メートルで、認可告示は12月27日を予定しております。

以上、議案第14号 農用地利用配分計画（案）の12月9日公告予定分と12月27日公告予定分の2件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告1 農用地利用計画の変更に係る判断基準の一部改正について事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農用地利用計画の変更に係る判断基準の一部改正について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成28年10月17日付けで香川県農政水産部長より「市町の農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）に係る判断基準（香川県）」の一部改正について通知がありました。

本件については、先月末の地区部会において担当者を通じて資料提供したところですが、農地転用とも関連がありますので、本会において改めて御説明申しあげるものです。

次ページ以降の資料には（案）と表記されていますが、改正内容については確定されて

おり、平成29年4月1日から施行されることとなっています。

改正の理由としては、農用地区域面積の減少を抑制することにより、集団的な優良農地を確保するため見直しを行うものです。

主な改正内容については、資料別紙のとおり、今回新たに定めたもの及びこれまでの運用基準を今回明文化したものとして示されています。

運用基準の明文化のうち「市町において、除外申請に係る土地が、農地として維持が図られるよう努める」とされていますが、その主旨は、新旧対照表・判断基準の第3の3(2)エのとおりで、あくまでも例外的に除外を認めるものとされたものです。次に、「共同住宅、太陽光発電の事業者は土地所有者とする」については、農用地区域内農地に関しては結果的に農地法第5条第1項の規定による許可申請を制限することを明文化したものです。

詳細については、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。以上で報告1の御説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——それでは、私の方からお聞きします。

太陽光発電施設の設置について、最小限と認める面積を3,000平方メートル以下とするということですが、どういうことでしょうか。

多田農地係長 新旧対照表・判断基準の第3の3(1)(イ)を御覧ください。白地農地、宅地等も含めた全体の事業面積が3,000平方メートル以下であることと明記されているとおり、併用地を含めた事業面積の上限を3,000平方メートルとするということです。

議 長 事業規模について、上限を3,000平方メートルにするのはなぜですか。

川西事務局長 県の説明会でも考え方が示されましたが、農用地区域からの除外に係る太陽光発電の事業者を土地所有者とすることから、個人が事業者になる場合には3,000平方メートルを事業規模の限度と考えるのが妥当であるということでした。

議 長 分かりました。もう一点、除外申請に係る土地が農地として維持が図られるよう努めるということを具体的に説明してください。

川西事務局長 農用地利用計画を維持するには、除外する前に農地のつくり手を探して、その農地が継続して耕作されるようにするということが重要なわけです。まずつくり手を探し、どうしてもつくり手が見つからない場合に限り、転用を認めるということを明文化したものです。そのため、施行後の4月申出分から除外が難しくなるということです。

三笠委員 議長——5番。

議 長 5番——三笠委員。

三笠委員 除外する土地の周囲が、隣接する2辺以上農地以外の地目と接することというのはどういうことですか。

川西事務局長 従来は、農地以外の地目の土地等に接し、その延長が周囲全体の25パーセント以上とされていましたが、優良農地を確保する上でも農用地区域の縁辺部であることを要件とするため、国・県道、鉄道、河川等に接する場合を除いて、隣接する2辺以上に

接する必要があるとされたものです。

議 長 その他、御質問、御意見は有りませんか——御発言が無いようでありますので、次に、報告2 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料5の表紙を御覧ください。

平成28年10月5日から同年11月7日までのものであります。

まず、許可件数ですが、9月以前の農地部会議決分として4条が1件、5条が14件、10月農地部会議決分として4条が18件、5条が25件、合計で4条が19件、5条が39件です。

許可保留件数については、9月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が6件、10月農地部会議決分として4条は無く、5条が7件、合計で4条は無く、5条が13件です。

取下については、4条及び5条ともに有りませんでした。

次に、許可保留内容について御説明申しあげます。

3ページをお開きください。

5条関係の8月農地部会議決分といたしまして、26番が開発許可未了により許可保留になっております。

4ページをお開きください。

5条関係の9月農地部会議決分といたしまして、11番が文化財保護法許可未了により許可保留となっております。16番、17番、27番及び28番が開発許可未了により許可保留となっております。

5ページをお開きください。

5条関係の10月農地部会議決分といたしまして、3番及び14番が開発許可及び直近事業造成工事未了で、4番、7番、12番及び18番が開発許可未了により許可保留になっております。

6ページをお開きください。

賃借権の3番が開発許可未了により許可保留になっております。

以上で報告の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成28年度第8回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時12分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員